



2023年2月14日

各 位

会社名	ビート・ホールディングス・リミテッド (URL : https://www.beatholdings.com)
代表者名	最高経営責任者 (CEO) チン・シャン・ファイ (東証スタンダード市場 コード番号 : 9399)
連絡先	IR室マネージャー 高山 雄太 (電話 : 03-4570-0741)

上場維持基準（純資産基準）への適合見込みのお知らせ

当社は、2022年3月31日付開示文書「債務超過の猶予期間入りに関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、2021年12月期末時点において連結純資産が債務超過となったことから、当時の有価証券上場規程第602条第1項第1号の規定に基づき、上場廃止基準に係る猶予期間入り銘柄となっております。その後、2022年4月4日に施行された有価証券上場規程 付則第2条第9項に基づき、旧市場区分の上場廃止基準（債務超過基準）の猶予期間に該当した日から新市場区分の上場廃止基準（純資産基準）における改善期間（2022年1月1日～2022年12月31日）に該当していたものとして取り扱われておりましたが、2022年12月期末時点において連結純資産の額が正となり、上場維持基準（純資産基準）へ適合する見込みとなりましたので、以下のとおりお知らせいたします。

当社は、第18期有価証券報告書（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）で公表いたしましたとおり、2021年12月期末時点において連結純資産が2,945千米ドル（391百万円）の債務超過となり、上場廃止に係る猶予期間入り銘柄（※上記のとおり、2022年4月4日の規則改正を受けて改善期間に該当したものとして取り扱い）となっております。当社では、2022年12月期において2022年11月11日付開示文書「債務超過解消に向けた取り組みの進捗状況について」に公表いたしました債務超過解消に向けた各取り組みを行った結果、本日付「2022年12月期決算短信〔日本基準〕（連結）」で公表いたしましたとおり、2022年12月期末の連結純資産が1,379千米ドル（183百万円）となり、上場維持基準に適合する見込みとなりました。

今後、第19期有価証券報告書（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）を関東財務局に提出（2023年3月29日を予定）し、連結純資産の額が正となったことを正式に発表した後に、上場維持基準（純資産基準）に適合する予定であります。

（注）「円」で表示されている金額は、2022年12月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売相場の仲値である1米ドル=132.70円で換算された金額です。

以上



ビート・ホールディングス・リミテッドについて

当社、ビート・ホールディングス・リミテッドは、ケイマン諸島においてケイマン法に基づいて設立・登記されたグローバルな投資会社で、香港に事業本部を構え、日本、シンガポール、マレーシア、インドネシア、中国及びカナダに子会社を有しております。子会社の新華モバイル（香港）リミテッドを通じて知的財産権の取得及びライセンスを行っています。また、子会社の GINSMS Inc.（トロント・ベンチャー証券取引所に上場、TSXV : GOK）を通じてモバイル・メッセージング・サービス並びにソフトウェア製品及び専門サービスを提供しています。当社は、東京証券取引所のスタンダード市場に上場（証券コード：9399）しております。

詳細は、ウェブサイト：<https://www.beatholdings.com/> をご参照下さい。

本書は一般公衆に向けられた開示資料であり、当社株式への投資を勧誘するものではありません。投資家は、当社への投資を判断する際、当社の過去の適時開示資料及び法定開示資料を含むがこれらに限定されない開示資料を確認し、それらに含まれるリスク要因及びその他の情報を併せて考慮した上でかかる判断を行う必要があります。